

## 船橋市特別支援教育巡回相談員要綱

### (目的)

第1条 各小中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の事例について、望ましい教育的対応や指導について専門的な助言指導を行うことを目的として巡回相談員をおく。

### (委員)

第2条 巡回相談員は、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒についての知識をもつ学識経験者とし、教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第3条 巡回相談員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

### (災害補償)

第4条 委員の業務に係る事故については、議会の委員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。